

入札説明書

件名：新潟市課税資料管理システム機器等
賃貸借及び保守業務

令和元年 6 月

新潟市財務部税制課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 19 年新潟市規則第 88 号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等

「新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務仕様書」のとおり

(3) 履行場所

新潟市の指定する場所

(4) 契約期間

令和元年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで（48 ヶ月間）

なお、本件は、地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札方法

「5 ヶ月分（月額×5 ヶ月）」（初年度分）で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置

を受けていない者であること。

(4) 本業務と同様な契約実績がある者であること。

(5) 当該業務に関し、要求仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。

(6) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度における認定」を受けている者であること。

3 問い合わせ先等

郵便番号 951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市財務部税制課

電話 025-226-1502 (直通) FAX 025-223-3665

E-mail : zeisei@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

(1) 様式第 1 号「一般競争入札参加申請書」に様式第 2 号「契約実績一覧」、様式第 3 号「機能証明書 (機器等明細一覧)」を令和元年 7 月 4 日 (木) 午後 5 時まで
に上記 3 の場所に持参または郵送にて申請すること。持参する場合の受付時間は、
市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならぬ。

(3) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を令和元年 7 月 19 日 (金) までに発送する。

(4) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5 入札保証金

新潟市契約規則第 10 条第 2 号により、入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 令和元年 7 月 30 日 (火) 午後 3 時 00 分

イ 場 所 上記 3 の同所 分館 1-104 会議室

(2) 郵送による入札書の受領期間及び提出先

ア 簡易書留に限る。

イ 受領期間 令和元年 7 月 22 日(月)から 7 月 29 日(月)午後 5 時まで

ウ 提出先 上記 3 の場所に必着すること。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第 4 号「質疑書」を令和元年 6 月 12 日(水)から 6 月 25 日(火)午後 5 時までに、上記 3 へ電子メール又ファックスにより提出すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書」(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式第 5 号「入札書」及び様式第 6 号「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第 5 号「入札書」を提出しなければならない。
- ア 入札参加者の住所、会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 履行場所
 - オ 品名(件名)及び数量
 - カ 品質・規格
- 詳細に記載すること。ただし、「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金

額は、日本国通貨による表示とすること。

- (12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等のほか、「一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し」を同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと（金額を除く）。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6（1）の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札の提出方法については、別途指示する。また、下記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し

がたい入札

- (3) 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10 契約保証金

新潟市契約規則第 33 条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の 2 により，契約金額を 1 年間当たりの額に換算した金額の 100 分の 10 以上の金額とし，現金若しくは銀行が振り出し，若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは

は地方債をもって充てる。ただし、同規則第 34 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

1 1 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）ごとの内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

1 2 支払いの条件

本契約に係る代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 3 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1 4 競争入札参加資格審査申請

本件の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本件の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を令和元年 6 月 24 日（月）までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

なお、この場合は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」を入手のうえ、その写しを「4. 競争入札参加申請書等」の提出書類に含めること。

郵便番号 951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/

1 5 その他

- (1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に

到着した入札書はいかなる理由があっても無効とする。

(2) 入札書の到着確認, 入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

様式第 1号

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目	摘 要
入札公告年月日	令和元年 6月12日
公 告 番 号	新潟市契約公告第45号
調 達 業 務 名	新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード:
添 付 書 類	・契約実績一覧(様式第2号) ・機能証明書(機器等明細一覧)(様式第3号) ・その他(下記認証のいずれかの取得) プライバシーマークの認証登録番号 : () ISMSの認証登録番号: ()
連絡先	担当者
	電 話
	F A X
	E- m a i l

様式第 2号

契 約 実 績 一 覧

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地
称号又は名称
代表者氏名

印

過去 3 年間における「新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務」と同様な契約実績について提出いたします。

	契約期間	契約締結先	契約内容 (機器名称等)
1			
2			
3			
4			
5			

※「一般競争入札参加申請書」の提出日から起算して3年以内に履行が完了した契約の記載を原則とするが、履行中の契約についての記載を認める。いずれの場合も、本市が契約締結先に履行状況について確認する場合がある。

様式第 3号

機能証明書（機器等明細一覧）

令和 年 月 日

（あて先）新潟市長

（申請者）所在地

称号又は名称

代表者氏名

印

「新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務」の入札に関し、仕様書に記載されている仕様を満たす機器等であることを証明するため、以下のとおり機能証明書を提出します。

品名	仕様	製造元	数量	仕様書との適合

※ 複数枚になる場合は、右にページ番号を付してください。（_ページ/全_ページ）

注 1 仕様欄には、選定機器等の仕様を具体的に明示し、適合欄に新潟市の仕様との差異についてコメントを記述すること。

注 2 オプション機器等を追加している場合は、当該機器等を該当欄に記載すること。

注 3 提案機器等の仕様を裏付ける書面（カタログ、メーカー発行の証明書、技術資料等）を添付すること。

注 4 虚偽の記載があった場合は、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づき、指名停止処分を受けることがある。

注 5 複数枚になる場合、2枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えない。

注 6 当該内容については、企業秘密等が含まれ公開することで企業に不利益を与えるおそれがあることから、原則として公開しない。

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者)

(電話番号)

(ファックス番号)

1 公告番号 新潟市契約公告第 号

2 調達業務名 新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務

質 疑 事 項

注1 回答は、本質疑書の提出締切後 10 日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の当該調達案件の一般競争入札公告一覧に掲載します。

注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注3 提出期限は令和元年 6月25日（火）午後5時です。提出期間を過ぎた場合は受理しません。

入札書

令和 年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

金額	百	千	円		
履行場所	新潟市の指定する場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額	
新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務	仕様書のとおり	5か月	円	円	
摘要					

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

[記載例]

入札書

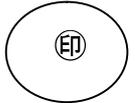
新潟市長様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争入札参加資格登録での届出使用印としてください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇
〇丁目〇〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇



委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。
(委任を受けた場合、社判と代表印の押印は不要です)

受任者 〇〇 〇〇



総額（税抜）の金額を記入してください。
下記の「金額」と同額。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえに入札いたします。

金額	百	千	円	
¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇				
履行場所	新潟市の指定する場所			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務	仕様書のとおり	5か月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
摘要				

5か月分の金額（税抜）を記入してください。

保守込、月額リース料の総額（税抜）を記入してください。

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

様式第 6号

委 任 状

令和 年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名 印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名 新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務

様式第 6号
[記載例]

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

社判と代表者印のそれぞれを押印します。
印影は新潟市競争入札参加資格登録での
届出使用印としてください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

受任者 氏名 〇〇 〇〇

印

記

件名 新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務

新潟市課税資料管理システム機器等
賃貸借及び保守業務仕様書

令和元年 6 月

新潟市財務部税制課

新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務仕様書

1 業務の名称

「新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務」

2 納入場所

新潟市財務部税制課が指定する場所

3 賃貸借期間

令和元年11月1日から令和5年10月31日まで（48か月）

4 契約形態及び支払

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。また、契約締結から賃貸借期間の開始までの期間は、本市及びシステム移行業務受託者による機器等の設定や設置を含めた準備期間とし、支払いについては令和元年11月実績分から発生するものとする。

5 契約方法

本業務は2者契約とし、受注者が保守業務の一部又は全部の実施を第三者に委託する場合は本市に再委託の承諾を求めることができる。

6 業務の目的

新潟市課税資料管理システム（以下「本システム」という。）の機器更新にあたり、必要なハードウェア（サーバ機、保守機、ネットワーク機器、ラック等の付属品を含む）及びそれに関連したソフトウェアについて、保守を含めて調達するものである。なお、調達した機器等は、本市が指定するシステム移行業務受託者の作業拠点（以下「移行作業場所」という。）に搬入し、システム移行に伴う初期設定等を実施した後に、本市が指定する新潟県新潟市中央区地内の機器等設置場所（以下「機器等設置場所」という。）に移設して使用する。

7 業務の内容

本業務の受託者は、下記の業務を実施すること。なお、業務にあたっては、本市及びシステム移行業務受託者並びにシステム開発・運用する業者と協議・調整のうえ、実施すること。

【移行業務受託者及び開発・運用業者】 株式会社ジェイ エスキューブ

(1) 機器等の賃貸借

本仕様書「9. 機器等の仕様」に示す機器等の条件にかなったハードウェア及びソフトウェアを選定し、本市が指定する場所に納入すること。また、納入機器等の設置に伴って必然的に必要になる物品（ケーブルや接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

(2) 機器等の納入

上記(1)に示す機器等並びに物品（以下「機器等」という。）を、令和元年8月31日までに、本市が指定する移行作業場所へ搬入すること。なお、搬入に係る運搬費用等は、受託者が負担すること。

【移行作業場所】 東京都江東区内

また、機器等のうち「表9-3-7 スキャナ」及び「表9-3-8 スキャナ制御PC」の設置場所については、現時点で別紙1「納入機器等設置先一覧」を想定している。

(3) 交換部品の確保

本調達機器等の故障に備え、サーバ機器及びストレージ装置、ネットワーク機器等の重要機器の交換部品等を、機器等設置場所に1時間以内に搬入できる保守拠点に確保すること。なお、対象機器の範囲については、本市と受託者で協議決定する。

(4) 機器等の保守

本仕様書「8. 保守業務の仕様」に示すハードウェア保守、ソフトウェア保守を実施すること。

(5) 機器等の引き取り

機器等の賃貸借終了後、機器等設置場所の機器等を引き取ること。なお、引き取りに係る運搬費用等は、受託者が負担すること。

(6) 適用除外

下記の記載する業務については、別途契約のうえ実施するため、本業務の範囲に含めない。

ア 移行作業場所から本市の機器等設置場所に、本調達機器等を移設するための作業

イ 機器等のラック搭載作業

ウ 電源工事作業

エ ケーブル接続作業

オ ネットワーク機器設定作業

カ ハードウェア／ソフトウェアの設定作業

キ データ移行作業

ク クライアント端末の設定作業

ケ システム運用動作検証

コ 本調達機器等の賃貸借終了に伴うデータ並びに設定情報の消去、ラックからの機器の取り外し等、機器等の原状回復に関する作業

8 保守業務の仕様

(1) ハードウェア保守

システムが常に安定稼働するように、機器等設置場所の本調達機器を対象として、次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

ア 基本要件

(ア) 保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とし、定期的に保守を行うこと。

なお、「表 9-1 キ スキャナ」については年 2 回の定期点検を行うこととする。

(イ) 保守作業を行う際には、作業実施 10 日前までに「保守作業計画書」を本市に提出し、承認を受けること。また、保守作業完了後は作業実施後 10 日以内に「保守作業報告書」を本市に提出すること。

(ウ) 技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法などの技術支援を提供すること。

イ 障害時の対応

(ア) 本市からの障害時連絡を受けられるよう連絡体制を整備すること。

(イ) 連絡受付の時間帯は、平日 9:00～17:00 とする。ただし、緊急時においては連絡受付時間帯以外でも連絡の取れる体制を確保すること。

(ウ) 連絡から障害対応開始までの所要時間は 1 時間以内とする。ただし、連絡受付時間帯以外で障害が生じたときは、遅くとも翌日 9:00 までには復旧を開始すること。

(エ) 障害時の技術者の派遣回数を制限しないこと。また、派遣に係る費用は別途発生しないこと。

(オ) 障害時に派遣される技術者は、障害対応にあたり、本システムを開発・運用する業者と連絡・調整を図り復旧に臨むこと。

(カ) 障害時は、障害対応の進捗状況及び復旧見込み時間などを随時、本市に報告すること。

(キ) 障害復旧後、同様の障害が発生しないよう是正措置又は予防措置を講じること。また、障害対策の結果を文書に反映し、本市に対処方法を解説すること。

(2) ソフトウェア保守

最新の修正プログラム、バージョンアップ版の提供、利用権等で保守が必要なソフトウェア及び OS、パッケージソフトウェアについては、保守契約を行うこと。また、保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とし、保守を行う場合は、本市と協議すること。

9 調達機器等の仕様

(1) 調達機器一覧

調達する機器等は、以下のとおりとする。受注者は、納入する機器の名称、型番、数量を記した「納入機器等一覧表」及び「ラックマウント構成図」を作成し、契約締結後 10 日以内に本市に提出すること。なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のため、その機器を納入することが不可能な場合）やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

表 9-1

項番	機器名	数量	備考
ア	AP/DB サーバ	1 台	表 9-3-1
イ	バックアップサーバ	1 台	表 9-3-2
ウ	ハードディスクキャビネット	2 台	表 9-3-3
エ	テープライブラリ	1 台	表 9-3-4
オ	ラック関連機器	1 式	表 9-3-5
カ	スイッチング HUB	1 台	表 9-3-6
キ	スキャナ	12 台	表 9-3-7
ク	スキャナ制御 PC (ノート PC)	12 台	表 9-3-8
ケ	パッケージソフトウェア	一式	表 9-3-9

(2) システムラック搭載条件

機器等は「キ. スキャナ」及び「ク. スキャナ制御 PC」を除き、すべてのハードウェアは、本市が用意する以下の「表 9-2 システムラック基本条件」に記載のシステムラックに搭載できること。また、搭載するラックの本数は 1 本以内に搭載できる構成であること。

表 9-2 システムラック基本条件

メーカー名・型番	外形寸法			パネル取付 有効スペース
	単位 : mm			
日東工業株式会社 FSS100-722EK	W 700	H 2,200	D 1,017	EIA (タテ) 46U

(3) 機器等仕様書詳細

ア AP/DB サーバ (1 台)

表 9-3-1 AP/DB サーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		

CPU (動作周波数/コア数/3次キャッシュ)	Xeon プロセッサ Gold 5122 (3.6GHz/4 コア/16.5MB) 又は同等以上の性能であること。	
メインメモリ	32GB 以上である事。また、拡張可能なスロットを備えていること。	
内蔵 HDD	記憶容量 600GB/HDD 以上、回転数 10Krpm 以上、接続インターフェイス SAS (12Gbps) 又は同等以上の性能のものを 3 台有していること。 また、RAID1 + ホットスペアで構成し、HDD の 1 台に障害があっても稼働が継続でき、活性交換が行えること。	
光ディスクドライブ	DVD-ROM、CD-ROM の読み込みが可能な光ディスクドライブを内蔵していること。	
LAN ポート	1000BASE-T 対応の LAN ポートを 3 ポート以上有していること。	
SAS アレイコントローラ	「ウ. ハードディスクキャビネット」と直接接続可能な、12Gbps 以上の SAS ポートを有していること。 また、接続ケーブルを含むこと。	
電源装置及び FAN	入力電圧 (周波数) は AC100V (50/60 Hz)、コンセント形状は二極設置型であること。 電源装置及び FAN は冗長化により 2 個以上搭載していること。また、活性交換ができること。	
ソフトウェア		
OS	指定 Windows Server 2016 Standard	
データベース	指定 Oracle Database 12c Release 2 for Windows x64 (12.2.0.1) また、Oracle Database 12c Client for Windows (64bit) (12.2.0.1) の、メディアパックを含むこと。	
レプリケーション	以下のレプリケーションソフトウェアと同等以上とし、本機器のドライブ又はフォルダを指定して、「イ. バックアップサーバ」の指定したドライブ又はフォルダへ自動でレプリケーションが可能なこと。 ・ Arcserve Replication r16.5 for Windows Standard for File Server	
システム監視	「ク. スキャナ制御 PC」から OS、アプリケーション、ネットワークの稼働状況、死活監視及び再起動ができること。	

ハードウェア監視	「ク. スキャナ制御 PC」から本機器に搭載する CPU、メモリ、HDD、電源装置など本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
システムバックアップ	以下のバックアップソフトウェアと同等以上とし、本機器の HDD の領域を指定して、「イ バックアップサーバ」の HDD 領域へ直接システムバックアップ及び復元が可能なこと。 <ul style="list-style-type: none"> • Arcserve backup r17. 5 for Windows • Arcserve backup r17. 5 Client Agent for Windows 	ハードディスクキャビネットは除く。
その他		
コンソールリダイレクション	「ク. スキャナ制御 PC」からネットワーク (LAN) を介して、リモート接続を行い、GUI にて遠隔操作が行える機能を提供すること。	
KVM ケーブル	「オ. ラック関連機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	

イ バックアップサーバ (1 台)

表 9-3-2 バックアップサーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Xeon プロセッサ Gold 5122 (3.6GHz/4 コア/16.5MB) 又は同等以上の性能であること。	
メインメモリ	32GB 以上である事。また、拡張可能なスロットを備えていること。	
内蔵 HDD	記憶容量 600GB/HDD 以上、回転数 10Krpm 以上、接続インターフェイス SAS (12Gbps) 又は同等以上の性能の者を 3 台有していること。 また、RAID1 + ホットスペアで構成し、HDD の 1 台に障害があっても稼働が継続でき、活性交換が行えること。	
光ディスクドライブ	DVD-ROM、CD-ROM の読み込みが可能な光ディスクドライブを内蔵していること。	
LAN ポート	1000BASE-T 対応の LAN ポートを 3 ポート以上有していること。	
SAS アレイコントローラ	「ウ. ハードディスクキャビネット」と直接接続可能な、12Gbps 以上の SAS ポートを有していること。 また、接続ケーブルを含むこと。	

SAS コントローラカード	「エ. テープライブラリ」 と直接接続可能な、SAS ポートを有していること。また、接続ケーブルを含むこと。	
電源装置及び FAN	入力電圧 (周波数) は AC100V (50/60 Hz)、コンセント形状は二極設置型であること。 電源装置及び FAN は冗長化により 2 個以上搭載していること。また、活性交換ができること。	
ソフトウェア		
OS	指定 Windows Sever2016 Standard	
システム監視	「ク. スキャナ制御 PC」 から OS、アプリケーション、ネットワークの稼働状況、死活監視及び再起動ができること。	
ハードウェア監視	「ク. スキャナ制御 PC」 から本機器に搭載する CPU、メモリ、HDD、電源装置など本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
システムバックアップ	以下のバックアップソフトウェアと同等以上とし、本機器の HDD の領域を指定して、「ア AP/DB サーバ」の HDD 領域へ直接システムバックアップ及び復元が可能なこと。 ・ Arcserve backup r17. 5 for Windows ・ Arcserve backup r17. 5 Client Agent for Windows	ハードディスクキャビネットは除く。
データバックアップ	以下のバックアップソフトウェアと同等以上とし、「エ. テープライブラリ装置」へ直接バックアップ可能なこと。 ・ Arcserve backup r17. 5 for Windows	
その他		
コンソールリダイレクション	「ク. スキャナ制御 PC」 からネットワーク (LAN) を介して、リモート接続を行い、GUI にて遠隔操作が行える機能を提供すること。	
KVM ケーブル	「オ. ラック関連機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	

ウ ハードディスクキャビネット (2 台)

表 9-3-3 ハードディスクキャビネット

区分	諸元	備考
内蔵 HDD	記憶容量 900GB/HDD 以上、回転数 10Krpm 以上、接続インターフェイス SAS (12Gbps) 又は同等以上の性能を有するものを 10 台有していること。	

	また、RAID5 + ホットスペアで構成し、HDD の 1 台に障害があっても稼働が継続でき、活性交換が行えること。	
SAS アレイコントロール	「ア. AP/DB サーバ」、「イ. バックアップサーバ」と直接接続が可能な、12Gbps 以上の SAS ポートを有していること。	
電源装置及び FAN	入力電圧 (周波数) は AC100V (50/60 Hz)、コンセント形状は二極設置型であること。 電源及び FAN は冗長化により 2 個以上搭載していること。 また、活性交換が行えること。	

エ テープライブラリ (1 台)

表 9-3-4 テープライブラリ

区分	諸元	備考
テープドライブ	LTO Ultrium5 規格 (非圧縮時 1.5TB、圧縮時 3TB) のメディアからの読み込み、LTO Ultrium6 規格非圧縮時 2.5TB、GB、圧縮時 6.25TB) のメディアに書き込み及び読み込みが可能なドライブを 1 台以上搭載していること。	
搭載メディア	最大 20 巻搭載可能であること。また、カートリッジマガジン等を搭載し、自動でドライブへのメディア交換が行えること。	
SAS	「イ. バックアップサーバ」と直接接続が可能な、SAS ポートを有していること。	
データカートリッジ	LTO Ultrium6 規格 (非圧縮時 2.5TB、圧縮時 6.25TB) のデータカートリッジを 15 巻以上有していること。	
クリーニングカートリッジ	本表の「テープドライブ」に使用可能な、クリーニングカートリッジを 3 巻以上有していること。	
電源	入力電圧 (周波数) は AC100V (50/60 Hz)、コンセント形状は二極設置型であること。	

オ ラック関連機器 (1 式)

表 9-3-5 ラック関連機器

区分	諸元	備考
ラックコンソール	液晶ディスプレイ、キーボード、ポインティングデバイス等を有していること。 本表の「KVM スイッチ」に記載の各サーバを切り替えにより操作及び表示が行えること。	

KVM スイッチ	「ア. AP/DB サーバ」、「イ. バックアップサーバ」及び、本表の「ラックコンソール」に搭載可能であること。	
----------	--	--

カ スイッチング HUB (1 台)

表 9-3-6 スイッチング HUB

区分	諸元	備考
LAN ポート	16 ポート以上の 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを有していること。	

キ スキャナ (12 台)

表 9-3-7 スキャナ

区分	諸元	備考
スキャナ	指定 TOM9000ex-68 (株式会社ジェイエスキューブ)	

ク スキャナ制御 PC (12 台)

表 9-3-8 スキャナ制御 PC (ノート PC)

区分	諸元	備考
ハードウェア		
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Inter Core I5-6300U プロセッサ (2.4GHz/2 コア/3MB) 又は同等以上の性能であること。	
メインメモリ	4GB 以上である事。また、拡張可能なスロットを備えていること。	
内蔵 HDD	記憶容量 250GB 以上、回転数 5400rpm 以上の性能であること。	
光ディスクドライブ	DVD-ROM 8 倍速以上、DVD-RAM 5 倍速以上、CD-ROM 24 倍速以上の読み込み、CD-R 24 倍速以上、DVD-R 8 倍速以上、DVD-RAM 5 倍速以上の書き込みが可能な光ディスクドライブを内蔵していること。	
LAN ポート	1000BASE-T 対応の LAN ポートを有していること。	
ディスプレイ	15.6 型液晶以上、解像度 1366×768 以上であること。	
マウス	光学式 USB マウスであること。	
USB ポート	USB3.0 規格に準拠した USB ポートを 2 ポート以上有していること。	

ソフトウェア		
OS	指定	Windows 10 Pro 64bit 版
オフィスアプリケーション	指定	Microsoft Office Excel 2019 5 式 (市民税課用)
システム監視		本機器から「ア. AP/DB サーバ」、「イ. バックアップサーバ」のシステムの状態を確認できること。
ハードウェア監視		本機器から「ア. AP/DB サーバ」、「イ. バックアップサーバ」のシステムの状態を確認できること。
コンソールリダイレクション		本機器からネットワーク (LAN) を介して、「ア. AP/DB サーバ」、「イ. バックアップサーバ」へリモート接続を行い、GUI にて遠隔操作が行えること。

ケ パッケージソフト (一式)

表 9-3-9 パッケージソフト

区分	諸元	備考
課税資料管理システム	指定 TomasForce (株式会社ジェイエスキューブ)	

(4) 調達機器仕様の補足事項

- ア 本体、その他すべての付属品は、中古品であってはならない。
- イ 本体、その他全ての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
- ウ 本体、その他全ての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品 (接続部品など) については本仕様書の記載の有無に係らず、全て提供すること。
- エ 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
- オ 本仕様書記載のサーバ、OS との接続確認がなされており、動作保証されていること。
- カ ソフトウェアはサーバ台数に必要な数量を納入するものとし、CPU ライセンスなどもあわせて納入するものとする。ただし、数量の指定のあるものは指定された数量を納入するものとする。
- キ ソフトウェアの種類ごとに、インストール媒体とマニュアルを最低 1 セット用意すること。なお、言語は日本語版を用意すること。

10 成果物等

(1) 成果物

受注者は、表 10 に示す成果物について、Microsoft Office 製品又は PDF 形式で作成の上、

CD-R等に格納したものと紙面に印刷したものの1部を1セットにして納入すること。

また、表10に示す成果物の統合及び表10に示す成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、本市と受注者とで協議し、あらかじめ成果物の名称及び内容、納入期日等を決定の上、作成すること。

なお、成果物の作成にあたり、同一の納入期日の成果物は一冊にまとめ、各ドキュメントの概要を記載したドキュメントを表紙とし、各ドキュメントにインデックスを付すること。

表10 成果物一覧

No.	名称	内容	納入期日
1	納入機器等一覧表	「9 調達機器等の仕様」に示す、納入する機器の名称、型番、数量を一覧表形式で記述した文書及びラックマウント構成図。	契約締結後10日以内
2	ラックマウント構成図	「9 調達機器等の仕様」に示す、本市に納入する機器を、本市が用意するシステムラックに搭載したときの構成、電源、消費電力、重量等を示した図。	契約締結後10日以内
3	保守作業計画書	「8(1) ハードウェア保守」に示す、納入機器の保守作業について、予定される作業体制、作業スケジュール、作業内容等を記述した文書。	作業実施10日前まで
4	保守作業報告書	「8(1) ハードウェア保守」に示す、納入機器の保守作業について、実施した作業内容、技術情報等を記述した文書。	作業実施後10日以内

(2) 著作権の取り扱い

「契約書」の記載による。

(3) 納入場所

本市が指定した場所に納入すること。

(4) 検査方法

「契約書」の記載による。

(5) 瑕疵担保責任

「契約書」の記載による。

1.1 機密保護

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

1 2 その他特記事項

(1) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者との協議を行うこと。

(2) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は下記の基準により評価し、記録を保存するものとする。なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

表 11 業務評価基準

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入等で仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示等により仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

(3) 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。なお、本システムに関連する規則類は、本市のホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>) の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

別紙 1

納入機器等設置先一覧

所属名	住 所	スキャナ 装置設置 数	スキャナ 制御PC 台数
財務部市税事務所市民税課	中央区学校町通 1-602-1	5	5
北区区民生活課	北区葛塚 3197	1	1
東区区民生活課	東区下木戸 1-4-1	1	1
江南区区民生活課	江南区泉町 3-4-5	1	1
秋葉区区民生活課	秋葉区程島 2009	1	1
南区区民生活課	南区白根 1235	1	1
西区区民生活課	西区寺尾東 3-14-41	1	1
西蒲区区民生活課	西蒲区巻甲 2690-1	1	1
	合 計	12	12

新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と《リース会社》〇〇〇〇株式会社〇〇支店（以下「乙」という。）は、「新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務」について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 機器等の名称及び数量

「新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、明細は、別表1「機器等の名称及び数量」のとおり。

2 業務仕様

別紙仕様書のとおり。

3 機器等の設置場所

甲の指定する場所

4 履行期間

令和元年 11 月 1 日 から 令和 5 年 10 月 31 日 まで（48 ヶ月）

5 契約金額

月額 金 0,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 000,000 円）とする。なお、各年度の支払いについては、別表2「賃貸借料及び保守料の内訳」のとおり。

6 契約保証金

新潟市契約規則第 34 条により契約保証金は免除する。

7 契約条項

別紙「新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務契約書 契約条項」のとおり。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1
新 潟 市
代表者 新潟市長 中 原 八 一 印

乙

印

新潟市課税資料管理システム

機器等賃貸借及び保守業務契約書 契約条項

(目的)

第1条 甲は、新潟市課税資料管理システム用機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃借し、乙は、これを賃貸する。また、乙は、甲が乙から賃借した機器等が正常な機能を果たす状態を保つように機器等の設置、調整、修理又は部品の交換等所要の保守（以下「保守業務」という。）を請け負うものとする。

2 新潟市課税資料管理システム機器等賃貸借及び保守業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるもののほか、仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画書等の関連資料（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。なお、本契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又は本契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書に定める事項が優先するものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約の締結と同時に、甲に契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲は、乙から本契約の契約保証金の免除申請を受け、新潟市契約規則第34条に基づき、乙の契約保証金の免除を決定した場合は、乙の契約保証金の全部又は一部を免除する。

2 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、乙に保管証書を交付しなければならない。

3 甲は、乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行したときは、乙に契約保証金を還付しなければならない。なお、甲は、乙に還付する契約保証金に利息は付さない。

4 乙は、前項により甲から契約保証金の還付を受けたときは、甲に保管証書を返還しなければならない。

5 乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行しない場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(機器等の譲渡又は転貸の禁止)

第4条 甲は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、保守業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先の保守業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。
- 4 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、本契約で定めた事項を遵守させなければならない。
- 5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(所有機器の表示)

第6条 乙は、機器等に乙の所有に属する旨の表示をしなければならない。

(機器等の引渡し)

第7条 乙は、甲が指定する期日並びに場所に機器等を設置し、甲が使用できる状態に調整したのち、甲の検査を受け、引き渡すものとする。

- 2 前項の検査の結果、甲が合格と認めないときは、乙は、甲の指定する期間内に機器等の取替え又は補修をしなければならない。
- 3 機器等の引き渡しは、第1項の甲の検査に合格したときをもって完了とする。

(動産総合保険)

第8条 乙は、機器等に対して乙の名義で乙を被保険者とする動産総合保険を付保するものとし、甲に保険の対象物件及び免責事項等の契約内容について通知しなければならない。

- 2 保険事故が発生したときは、甲は、直ちにその旨を乙に報告するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。
- 3 乙は、前項の保険金を次の各号に掲げる用途に使用するものとする。
 - (1) 機器等を完全な状態に復元又は修理すること。
 - (2) 機器等と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(機器等の維持管理及び保守等)

第9条 乙は、仕様書に定める保守業務を定期又は随時に行なわなければならない。

- 2 保守業務に関する費用において、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。
 - (1) 甲の申出により仕様書に定める保守業務の範囲を超えて行った保守の費用
 - (2) 甲の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用
 - (3) 塩害、ガス害、地震、その他天変地異又は異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理又は部品の交換に要した費用

3 甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

(機器等の改造及び移設等)

第10条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け、又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取り付けが保守業務の費用を増大させ、所定の保守業務が

できないとき、又は機器等の正常円滑な操作若しくは機器等の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承認しないことができる。

(資料等の提供、管理及び返還)

第11条 乙は、甲が所有する保守業務の実施に必要な資料及び機器等(以下「原始資料等」という。)が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等は無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

(主任担当者の指定及び通知)

第12条 甲乙は、保守業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第13条 甲乙は、保守業務の実施に関し、相手方の職員と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

(指揮命令)

第14条 乙は、保守業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の保守業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

(事故等の報告)

第15条 乙は、本契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の合理的な指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びに今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第16条 乙は、甲から事前の指示があるときは、保守業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(甲の検査監督権)

第17条 甲は、乙の本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の検査実施要求及び作業の実施に係る指示がある場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。なお、実地調査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上定める。

(成果物等の納入)

第18条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべき本契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第19条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

- (1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。
- (2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。
- (3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、保守業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、保守業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第22条 甲乙は、本契約の履行上知り得た他の当事者の秘密情報（秘密である旨表示されたものをいう）を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の終了後又は解除された後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、甲乙の責によらずに公知となったもの。

- (4) 第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
- (5) 開示を受けた情報によらずに甲乙が独自に開発したもの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

2 乙は、保守業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。
(情報の目的外使用の禁止)

第23条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、本契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用してはならない。

(報告書の提出)

第24条 乙は、第9条第1項の保守業務を実施したときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(履行届書の提出)

第25条 乙は、毎月10日までに前月分の保守業務に関し、本契約の履行にかかる届書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第26条 甲は、第24条の報告書及び前条の履行届書を受領したときは、その日から10日以内に保守業務の成果について検査を実施し、乙に検査結果を通知しなければならない。

2 乙は、保守業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 第1項(前項後段において準用する場合を含む)の検査に要する費用は、甲の負担とし、及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(賃貸借料の請求及び支払い)

第27条 乙は、毎月10日までに前月分の賃貸料(本契約の履行にかかる乙の保守業務の委託料を含む)の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が提出する適正な支払請求書及び履行届書を受領したときは、その日から30日以内に賃借料を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

4 甲が乙に支払うべきその月分の賃貸借料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、そ

の月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

- (1) 第7条に規定する機器等の引渡し日を月の中途に定めたとき
- (2) 本契約の全部又は一部を解除したとき
- (3) 天災地変等の甲乙の責めに帰すことのできない事由により、甲が機器を使用できなかったとき

(機器の引取り等)

第28条 乙は、本契約の賃貸借期間が満了し、又は本契約が解除された場合は、機器等を速やかに引き取らなければならない。

- 2 甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復しなければならない。

(契約の変更)

第29条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

- 2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第30条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

- 2 甲は、前項の場合は、本契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

(履行期限の延長)

第31条 乙は、災害その他の乙の責めに帰すことができない事由により甲の指定する期日までに、甲に対し第7条に規定する機器等の引渡しが完了できない場合は、速やかにその事由を明記した書面により、履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上で履行期限を延長することができる。

(履行遅延に関する違約金)

第32条 乙の責に帰すべき事由により、甲に対し第7条に規定する機器等の引渡しが出来ない場合は、甲は、乙に対し履行遅延に関する違約金の支払いを請求することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、甲が指定する期日の翌日から機器等の引渡し完了する日までの間の日数（以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約総額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。

（瑕疵担保責任）

第33条 甲は、乙が納入した成果物に乙の責に帰すべき事由による瑕疵を発見したときは、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求することができる。また、乙が瑕疵の補正を合理的な範囲で繰り返したにもかかわらず、瑕疵が補正されない場合は、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

3 第1項の規定は、甲が提供した資料又は指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったとき、若しくは乙が甲に提供した不適当な資料又は説明に起因するときはこの限りでない。

（損害賠償）

第34条 甲は、乙の本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により損害（前条第1項に規定する瑕疵に対する補正をしないことによる損害を含む）を被った場合、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる成果物の検査合格の日から5年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から5年以内に行わなければならない。甲は請求権を行使することができない。

2 前項の損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の契約総額を限度とする。また、逸失利益、特別損害については、損害賠償責任を負わないものとする。

3 前項は、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、これを適用しない。

（甲の解除権）

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合

(2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合

- (3) 正当な事由なく定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (12) 乙が本契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

2 甲は、前項の規定によるほか、乙の債務不履行が催告後1か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（談合その他不正行為に関する甲の解除権）

第36条 甲は、乙が本契約に関し、談合その他不正行為に関する次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条

に規定する排除措置命令，独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分を取り消しの訴えが提起された場合を除く。）

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分を取り消しの訴えを提起し，当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては，その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合

2 乙は，前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は，甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（契約解除に関する違約金）

第37条 乙は，第35条第1項又は第2項，若しくは前条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合，違約金として契約総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお，履行を終えた部分については違約金の対象としない。

2 前項の場合において，本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は，甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において，その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

（談合その他不正行為に関する賠償）

第38条 乙は，本契約に関し，第36条第1項各号のいずれかに該当するときは，本契約の履行の前後及び甲が本契約を解除するか否かにかかわらず，賠償金として契約総額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，賠償金の支払を免除する。なお，本契約が完了した後も同様とする。

(1) 第36条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において，処分の対象となる行為が，独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第36条第1項第3号に掲げる場合において，刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は，甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において，その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

3 前2項の場合において，乙が共同企業体，コンソーシアム等であり，既に解散されているときは，甲は，乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において，乙の代表者であった者及び構成員であった者は，共同

連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第39条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により本契約の履行をすることができなくなったときは、甲に本契約の変更若しくは解除又は本契約の履行の中止を書面により申出することができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、甲乙協議の上で契約を変更し、若しくは解除し、又は本契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による本契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(天災等による履行不能)

第40条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲は、その損害の全部又は一部を負担する。その負担額は、甲乙協議の上で定める。

(危険負担)

第41条 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡す前に機器等に滅失毀損が生じた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡した後に機器等に滅失毀損が生じた場合は、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(運搬責任)

第42条 本契約の履行に関し、機器等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用負担)

第43条 本契約の締結に要する費用並びに本契約に基づく機器等の搬入、設置及びその他本契約を履行するために要する全ての費用は、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

(法令の遵守)

第44条 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、日本国の法令及び甲の条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

2 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項について、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第45条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な

履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに書面により甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上で履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(存続条項)

第46条 第21条(個人情報保護)、第22条(秘密の保持)、第23条(情報の目的外使用の禁止)、第34条(損害賠償)、第38条(談合その他不正行為に関する賠償)、第47条(合意管轄裁判所)及び本条(存続条項)の規定は、本契約の終了後又は解除された後も存続するものとする。

(合意管轄裁判所)

第47条 本契約に関する訴訟については、甲の本庁所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第48条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(特記事項)

第49条 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

2 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の規定による。

3 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の規定による。

4 本契約に規定する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者（IT推進課長）より許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用して本契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還又は引き渡し)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。